

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

平成29年6月14日（水）

開 会（午前9時0分）

（委員長あいさつ）

（副委員長あいさつ）

（執行部の部長職、次長職職員の自己紹介）

（委員あいさつ）

（執行部の課長職職員の自己紹介）

（席次の決定）別紙のとおり

【議 事】

○議案第37号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第1号）」当
委員会所管部分（こども未来部）

【補足説明】 な し

【質 疑】

小林委員

臨時職員の賃金の追加については、5園の耐震工事により保育園を児童館に移すということで5カ月、6カ月と長期になると思うが、そのときにまつば児童館、わかば児童館、つばき児童館などの生活クラブが学校で運営されるということである。もともと生活クラブに入れなかった子どもたちが児童館に来て遊んでいたりが、その対応はどのように考えているのか。

岸こども政策
課長

生活クラブにつきましては、保育園と同じ意味合いで待ったなしということとなりますので、それぞれの学校にそのまま放課後残っていただいて生活クラブを実施する形となります。乳幼児のサークルについては、児童クラブは放課後にならないとお子さんが来ないので、昼間に児童クラブでできる限り実施してもらおうという形となります。それ以外の一般来館については、その間はお休みとなります。

小林委員

乳幼児サークルの人たちも学校で行事を行うということか。

岸こども政策
課長

乳幼児サークルについては、児童クラブで実施いたします。

平井委員

今まで通っている児童クラブの子どもは学校で対応することはわかったが、それ以外のほうかごところにも入れない、学童にも入れない児童館に行っている一般の子どもはどうするのか。

岸こども政策
課長

一般来館については、その間はお休みということとなります。

本田こども未

補足になりますが、児童館の休館についても、既に保護者説明会を行

来部長

っております、その際に特にご意見はありませんでした。

平井委員

臨時職員として18名採用するということだが、その資格の問題と誰が募集するのか。どこが募集して、どこが責任をもって職員の確保をするのか。資格については、有資格者かそうでないか。

小山保育幼稚園課長

資格の有無については、できれば有資格者の加配をしたいということとなりますが、どうしても人が見つからないという場合には、資格のない保育補助員として任用をすることも考えております。誰が募集するのかということについては、保育幼稚園課で臨時職員の希望者の登録をしておりますので保育幼稚園課が中心となりますが、保育園でもあわせて人を探すということで考えております。

平井委員

保育園の保育士は本当に足りなくて、現場の先生から保育士を探してほしいといわれて困っている。現場任せにしないで保育幼稚園課で責任をもって募集を行っていただきたい。保育士を雇用する期間については、引越しの準備や雑多な事務があると思うが、どのように考えているのか。そういった準備期間を含めて雇用する気があるのか。

小山保育幼稚園課長

工事期間中については、代替施設で保育を実施する4園については、7時間30分の臨時職員を2名任用する予定ですが、それに先んじて工

事期間前の1カ月については引っ越しの準備等の対応として6時間の臨時職員1名任用するという事で予定をしています。

平井委員

各2名ずつ5園で中新井は1名となるが、そのほかに準備期間の1カ月はプラス1名を各園につけるという認識でよいか。

小山保育幼稚園
園課長

先ほどの説明のとおりです。

小林委員

加配の人数については、保育現場との話し合いをされていると思うが、要望などは現場から出ているのか。

小山保育幼稚園
園課長

加配の人数については、園長と担任が代替施設の現地を確認し、ハード面での対応が必要な箇所の洗い出しを行い、消耗品等で対応できるかどうか調整をしたうえで、どこに人手が必要となるのか、園長とも協議をしながら進めて、この人数を調整の結果として今回お願いをするものです。

平井委員

夏休み期間中は、保育士も夏休みとなり、現在のプラス3名で足りるのか。また、保育園に戻った後の1カ月について、移転前の1カ月と同様に、プラス1名を考えているのか。

小山保育幼稚園課長 職員の夏休みに係る臨時職員の配置については、今回の加配とは別に従来どおりの任用で対応していますので、今回の加配には影響がないものと考えています。工事が終わってからの対応については、元の園に戻っての保育の開始には、やはり一定期間混乱等があるかと思いますが、慣れた保育園に戻るということですので、加配については、特段考えておりません。

平井委員 夏休み中の加配については、これとは別に募集するということがよいか。

小山保育幼稚園課長 夏季の臨時職員については、現在募集に向けて準備を進めているところです。

小林委員 児童館は指定管理になっているので、児童館の中の業務が通常とは大きく変わると思うが、指定管理の仕様書などはどうなっているのか。

岸こども政策課長 耐震改修工事を5園一度に早急に行うということは、その前の指定管理の段階で決まっていたことではありませんので、指定管理の当初の仕様書に、代替施設で生活クラブなりをやってもらおうということは当然含まれておりませんが、協定書の中のその他協議を行う事項として

指定管理者と協議して、ご協力をいただいでやっていくという形となっ
ています。

【質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩 (午前9時22分)

(説明員交代)

再 開 (午前9時23分)

○議案第35号「専決処分の承認を求めることについて（所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」

【補足説明】なし

【質 疑】

大館委員

議案質疑の中で5割軽減と2割軽減が、233世帯、444人とあったが、5割と2割についてそれぞれ別に数字を示して欲しい。

森田国民健康
保険課長

5割軽減については影響を受ける世帯が97世帯172人で、2割軽減については、136世帯272人です。

赤川委員

今回の条例改正は、地方税法施行令の改正からということで、そもそも経緯、特に7割軽減ではなく、5割、2割軽減に関して改正を行った経緯について、わかる範囲で説明をお願いしたい。

小川国民健康
保険課主幹

改正の経緯ですが、平成28年12月22日に平成29年度の税制改正大綱が閣議決定され、その中で、経済の好循環を促す観点から、生活水準が変わらなければ引き続き軽減が受けられるようにというような趣旨で法の改正が行われ、国においては、平成29年度の所得環境等は改善していくであろうと見込んでいます。その結果として5割軽減と、2割軽減の判定基準を拡大させるということです。7割軽減については、改正の対象となっておりません。ここ数年については、5割軽減、2割

軽減の比較的所得の低い人の軽減の対象の拡大という措置を行っている状況です。

赤川委員 今回の条例改正で、市として440万円の税収減となるが、法律の改正に伴うものであるので、これについては、国から何らかの手当てはあるのか。それとも全て市の負担となるのか。

小川国民健康
保険課主幹 今回の軽減した金額に対して、県から補助金が交付されます。割合としますと軽減額の4分の3について県からの交付を受けまして、残りの4分の1については、市の一般会計の負担となります。

平井委員 該当する人は申請をしなくても措置を受けられるという理解でよいか。

小川国民健康
保険課主幹 申請の必要はありません。

福原委員 今回の改正による市への金額的影響はどのぐらいか。また、申請しなくても市から通知が来るとあったが、具体的な事務の時期はいつか。

森田国民健康 影響額は、調定額で約440万円の減が見込まれています。県からの

保険課長

4分の3の補助金については、毎年10月20日時点の軽減対象者の人数等による申請を行い、翌年の1月に決定額の通知が来るものです。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第35号については、全会一致、承認すべきものと決する。

○議案第38号「平成29年度所沢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第38号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第37号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第1号）」当

委員会所管部分（健康推進部）

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時30分）

（説明員交代）

再 開（午前9時31分）

○議案第37号「平成29年度所沢市一般会計補正予算（第1号）」当

委員会所管部分

【意見】なし

【採決】

議案第37号当委員会所管部分については、全会一致、原案のとおり
可決すべきものと決する。

休憩（午前9時32分）

（休憩中に協議会を開催）

（説明員交代）

再開（午前9時38分）

○請願第2号「骨折、転倒、急病などで短期間の回復が見込まれる高齢者への回復支援家事援助サービスの検討を求める件」

○請願第3号「認知症高齢者等の在宅介護者のリフレッシュ等を図る支援事業の検討を求める件」

植竹委員長

請願第2号と請願第3号については、一括議題としてよろしいか。

(委員了承)

植竹委員長

請願第2号で70名、請願第3号で54名の署名が追加されましたので、報告いたします。

平井委員

請願第2号及び請願第3号ですが、請願者のうち西村園子氏をお呼びして、意見を伺いたい。

植竹委員長

請願第2号及び請願第3号については、本日の審査をここまでとし、6月26日の委員会審査予備日の午前9時から委員会を開催し、地方自治法第109条第5項の規定に基づき、参考人として西村園子氏の出席を求め、意見を伺うこととしてよろしいか。

(委員了承)

散 会 (午前9時40分)

健康福祉常任委員会

【第3委員会室】

委員長

植竹 成年

副委員長

小林 澄子

委員

福原 浩昭

委員

平井 明美

委員

大舘 隆行

委員

中村 太

委員

大石 健一

委員

赤川 洋二